議案第 4号

一般職の職員の給与に関する条例及び加西市病院事業職員の給与の種類及び 基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例及び加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和2年2月26日提出

加西市長 西 村 和 平

一般職の職員の給与に関する条例及び加西市病院事業職員の給与の種類及び 基準に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和42年加西市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第20条の2第1項及び第2項を次のように改める。

住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払つている職員(有料宿舎を貸与され、使用料を支払つている職員を除く。)に支給する。

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(その 額に100円未満の端数を生じたときは、これを切捨てた額)に相当する額とする。
 - (1) 月額27,000円以下の家賃を支払つている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - (2) 月額27,000円を超える家賃を支払つている職員

家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1 (その控除した額の2分の1が 17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額

(加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成21年加西市条例第29 号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(住居手当)

第6条 住居手当は、自ら居住するため住居(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っている職員に支給する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
 - (一般職の職員の住居手当に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例第20条の2の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係

る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第20条の2の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(以下「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 改正後の給与条例第20条の2第1項に該当しないこととなる職員
- (2) 旧手当額から改正後の給与条例第20条の2第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

(審議資料)

一般職の職員及び病院事業職員の住居手当について、持家に係る住居手当を廃止 するとともに、令和元年度人事院勧告に準じ、一般職の職員の借家にかかる住居手 当について、所要の改正を行うもの。

【概要】

- ○持家に係る住居手当の廃止 (2,000円→廃止)
- ○借家に係る住居手当の改正
 - ・家賃額の下限を 4,000 円引上げ (12,000 円→16,000 円)
 - ・手当額の上限を 1,000 円引上げ (27,000 円→28,000 円)